



介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業では、利用者のニーズにこたえられるよう、地域の実情に応じ、生活支援などの様々なサービスが提供されています。ニーズに合ったサービスを提供するため、ホームヘルパー等従来からの担い手に加え、新たなサービスの担い手となるサポーター養成なども行われています。

総合事業の利用について相談する

ケアプランを作成



介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます

ケアプランの作成料及び相談については、自己負担はありません



自立した生活を送るため、日常生活の手助けをしてもらう

訪問型サービス



第1号訪問事業（訪問型サービス）独自サービス

食事や入浴、排せつ等の身体介護や、身体介護に加えて生活援助（調理や掃除・洗濯等の支援）が必要な時、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、自力では困難な行為についてサービスを提供します（自立支援・重度化防止のための見守りの援助も含まれます）

●利用回数 週1回～ ケアプランにより決まります

1か月あたりの利用料（自己負担）のめやす

| | 負担割合1割の方 | 負担割合2割の方 | 負担割合3割の方 |
|---------|----------|----------|----------|
| 週1回程度利用 | 1,176円 | 2,352円 | 3,528円 |
| 週2回程度利用 | 2,349円 | 4,698円 | 7,047円 |



第1号訪問事業（訪問型サービス）緩和型サービス

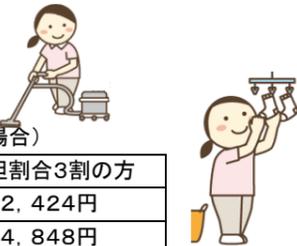
生活サポーター又はホームヘルパーがご自宅を訪問し、生活援助（調理や買い物、掃除、洗濯等）のうち、本人が自力では困難な行為についてサービスを提供します

●利用回数 週1回～ ケアプランにより決まります

●利用料 日額制で、利用回数により異なります

1か月あたりの利用料（自己負担）のめやす（ホームヘルパーによるサービスの場合）

| | 負担割合1割の方 | 負担割合2割の方 | 負担割合3割の方 |
|-------|----------|----------|----------|
| 週1回利用 | 808円 | 1,616円 | 2,424円 |
| 週2回利用 | 1,616円 | 3,232円 | 4,848円 |



※ 調理・洗濯等の生活援助サービスは、原則として「単身または家族が障がい・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合」が対象になります

通所介護施設で食事や入浴などのサービスを受ける

通所型サービス



第1号通所事業（通所型サービス）独自サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操・レクリエーション、筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます

●利用回数 週1～2回 ケアプランにより決まります

●利用料 日額制で、利用回数により異なります（食費は別途負担）

1か月あたりの利用料（自己負担）のめやす

| | 負担割合1割の方 | 負担割合2割の方 | 負担割合3割の方 |
|---------|----------|----------|----------|
| 週1回程度利用 | 1,536円 | 3,072円 | 4,608円 |
| 週2回程度利用 | 3,160円 | 6,320円 | 9,480円 |



※ 利用料のほか、各種加算・食事代等がかかります。（加算・食事代は事業所によって異なります）

自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援 総合事業

ご案内



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を合わせて「介護予防・日常生活支援総合事業」とよびます。この事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送れるように支援することなどを目的としています。地域の実情に応じたサービスの提供を行っています。

愛南町高齢者支援課